
第1編

総則編



第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、小林市の地域に係る災害対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災に万全を期するものとする。

- 1 小林市の地域に係る防災に関し、市及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災に関する教育訓練、防災知識の普及及び防災施設の整備その他の災害予防の計画
- 3 防災に関する組織、動員、防災気象情報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教、交通輸送及び地震その他の災害応急対策の計画
- 4 災害復旧・復興に関する計画
- 5 その他必要な計画

第2節 計画の基本方針

この計画は、市及び防災関係機関が必要な体制を確立し、市における総合的、計画的な防災行政の推進を図るものであり、計画の策定に当たっては、次の点を基本とする。

1 人命の安全確保を最優先にした防災対策の推進

人命の安全確保を最優先にした防災対策を推進する。

2 減災の考え方による効果的な防災対策の推進

減災（げんさい）とは、災害時に発生する被害を最小化するための取り組みであり、あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとする防災対策である。市は災害時において、最も重要な課題に対して限られた予算や資源を集中しつつ、その被害を最小限に抑える効果的な防災対策を推進する。

3 自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることは行政の最も重要な役割の一つであるが、市民や企業が平常時より災害に対して備えを強化し、一旦災害が発生した場合には自分の身を守り、さらにはお互いが助け合うことが非常に重要となっている。

よって、市は、市民・企業が自らを災害から守る「自助」、地域社会が互いに助け合う「共助」、市をはじめとする行政による「公助」の適切な役割分担に基づいて、防災対策を推進する。

第3節 計画の構成

この計画は、市の防災に関する施策や業務について総合的、計画的に定めたものであり、次の6編及び資料編で構成する。

- 第1編 総則編
- 第2編 風水害・共通対策編
- 第3編 地震災害対策編
- 第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画編
- 第5編 火山災害対策編
- 第6編 その他の災害対策編

第4節 用語の定義

この計画における用語の定義は、次に定めるとおりである。

■用語の定義

基 本 法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
救 助 法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
防 災 計 画	小林市地域防災計画をいう。
県 防 災 計 画	災害対策基本法に基づき宮崎県防災会議が策定した宮崎県地域防災計画をいう。
本 部	災害対策基本法に基づき設置された小林市災害対策本部をいう。
本 部 長	小林市災害対策本部長をいう。
県 本 部	災害対策基本法に基づき設置された宮崎県災害対策本部をいう。
県 本 部 長	宮崎県災害対策本部長をいう。
県 地 方 支 部	宮崎県災害対策本部西諸県地方支部をいう。
県 地 方 支 部 長	宮崎県災害対策本部西諸県地方支部長をいう。
消 防 本 部 (中央消防署)	西諸広域災害拠点施設及び中央消防署をいう。 ※直接的な対応などを示す文章の場合は消防本部・中央消防署と示す場合がある。
防災関係機関	県、他市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
自 治 会	自治会、区・組、自主防災組織、きずな協働体をいう。

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

市及び各防災関係機関の防災対策活動の実施責任は次のとおりであり、共同して訓練を行うなど、連携を強化して一体となって災害対策の推進に寄与するよう配慮する。また、防災対策活動を効果的に推進するためには、防災関係機関の職員はもとより、市民の防災に関する自覚と自発的協力が不可欠であることから、市民の防災意識の高揚に寄与するため、啓発等の活動に一層の努力を傾注する。

市及び各防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

1 市

市は、市の地域及び市民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次的責任者として、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体、公共的団体、市民、事業所等の協力を得て防災対策活動を実施する。

2 消防本部(中央消防署)

消防本部（中央消防署）は、業務の公共性又は公益性に基づき、自ら防災活動を実施するとともに、市の行う防災対策活動に対し、それぞれの業務に応じて協力する。また、大規模災害発生時における効果的な初期活動、複数の通信手段を駆使した情報収集を行い、各組織・団体等の調整・支援体制（受入れ準備）の構築を行う。

3 県

県は、本県の地域及び県民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災対策活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災対策活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災対策活動を援助し、かつ、その調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域及び市民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、指定公共機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力連携し、防災対策活動を実施するとともに、

県及び市の活動が円滑かつ的確に行われるよう、積極的に勧告、指導、助言等の措置を講ずる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を実施するとともに、県及び市等の活動が円滑かつ的確に行われるように協力援助する。

6 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な防災対策活動を実施する。また、市その他防災対策関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務及び業務の大綱

1 市

災害予防	(1) 防災会議に係る事務に関すること。 (2) 本部等防災対策組織の整備に関すること。 (3) 防災施設の整備に関すること。 (4) 防災に関する教育、訓練に関すること。 (5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。 (7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること。 (8) 給水体制の整備に関すること。 (9) 市域内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 (10) 災害危険区域の把握に関すること。 (11) 各種災害予防事業の推進に関すること。 (12) 防災知識の普及に関すること。
災害応急対策	(13) 水防・消防等応急対策に関すること。 (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (15) 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。 (16) 災害時における文教、保健衛生に関すること。 (17) 災害広報に関すること。 (18) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (19) 復旧資機材の確保に関すること。 (20) 災害対策要員の確保・動員に関すること。 (21) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 (22) 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関すること。 (23) 地域安全対策に関すること。 (24) 災害廃棄物の処理に関すること。
災害復旧	(25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。 (26) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付けに関すること。 (27) 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること。 (28) 義援金品の受領、配分に関すること。

2 消防本部(西諸広域災害支援拠点施設)

災害予防	(1) 防災に関する教育、訓練に関すること。 (2) 県、市及び防災関係機関との連絡調整に関すること (3) 防災に必要な資機材等の整備に関すること。 (4) 市域内における公共的団体及び自主防災組織の指導に関すること。 (5) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること。 (6) 各種災害予防事業の推進に関すること。 (7) 防災知識の普及に関すること。 (8) 救援物資・備蓄、家庭・事業所における備蓄の推奨に関すること。 (9) 交通手段や通信方法についての事前対策、実際の使用方法など訓練の実施に関すること。
災害応急対策	(10) 市域内における公共的団体及び自主防災組織の指導に関すること。 (11) 高機能指令センター・消防救急デジタル無線を駆使し、通常の情報伝達手段が使用できない場合に備えた被害の情報集約及び被害調査に関すること。 (12) 災害規模に応じて市職員への災害情報配信、災害広報に関すること。 (13) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (14) 復旧資機材の確保に関すること。 (15) 地域安全対策に関すること。 (16) 災害時における消防相互応援協定に基づいた応援要請に関すること。 (17) 情報通信事業者との協力体制の構築に関すること。 (18) 石油商業組合その他業界団体との連携による燃料の確保に関すること。 (19) 支援受入準備（緊急消防援助隊等の調整・支援体制）に関すること。 (20) 災害時の避難誘導および避難所の開設に関すること。 (21) 災害時救護所の開設に関すること。

3 県

災害予防	(1) 防災会議に係る事務に関すること。 (2) 県本部等防災対策組織の整備に関すること。 (3) 防災施設の整備に関すること。 (4) 防災に関する教育、訓練に関すること。 (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。 (7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関すること。 (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること。 (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。 (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること。 (11) 防災知識の普及に関すること。
災害応急対策	(12) 災害予警報等情報の収集及び伝達に関すること。 (13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。 (14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること。 (15) 災害救助法の適用に関すること。 (16) 災害時の防疫その他保健衛生に関すること。 (17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること。 (18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること。 (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 (20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること。 (21) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること。 (23) 地域安全対策に関すること。 (24) 災害廃棄物の処理に関すること。
災害復旧	(25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。 (26) 物価の安定に関すること。 (27) 義援金品の受領、配分に関すること。 (28) 災害復旧資機材の確保に関すること。 (29) 災害融資等に関すること。

4 県警察本部

災害予防	(1) 災害警備計画に関すること。 (2) 通信確保に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 災害装備資機材の整備に関すること。 (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。 (6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。 (7) 防災知識の普及に関すること。
災害応急対策	(8) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (9) 被害実態の把握に関すること。 (10) 被災者の救助及び負傷者等の救護に関すること。 (11) 行方不明者の調査に関すること。 (12) 危険箇所の警戒及び市民に対する避難指示、誘導に関すること。 (13) 不法事案等の予防及び取締りに関すること。 (14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること。 (15) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること。 (16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。 (17) 広報活動に関すること。 (18) 死体の調査・検視に関すること。

【指定地方行政機関】

5 九州管区警察局

災害予防	(1) 警備計画等の指導に関すること。
災害応急対策	(2) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。 (3) 広域的な交通規制の指導調整に関すること。 (4) 他の管区警察局との連携に関すること。 (5) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (6) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 (7) 警察通信の運用に関すること。 (8) 津波予報の伝達に関すること。

【宮崎県情報通信部】

災害応急対策	(1) 広域緊急援助隊の通信運用及び広域的な応援の通信運用指導調整に関すること。 (2) 他の県情報通信部との連携に関すること。 (3) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 (4) 警察通信運用に関すること。
--------	--

6 九州財務局宮崎財務事務所

災害応急対策	(1) 災害時における金融措置に関すること。 (2) 国有財産の無償貸付等の措置に関すること。
災害復旧	(3) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること。 (4) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。

7 九州厚生局

災害応急対策	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の現地派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
--------	--

8 九州農政局

災害予防	(1) 米穀の備蓄に関すること。 (2) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること。 (3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること。
災害応急対策	(4) 農業関係被害の調査・報告に関すること。 (5) 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関すること。 (6) 応急用食料の調達・供給に関すること。 (7) 種子及び飼料の調達・供給に関すること。
災害復旧	(8) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関すること。 (9) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関すること。 (10) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関すること。 (11) 土地改良機械の緊急貸付に関すること。 (12) 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること。 (13) 技術者の緊急派遣等に関すること。

9 九州森林管理局(宮崎森林管理署)

災害予防	(1) 国有保安林・治山施設の整備に関すること。 (2) 林野火災予防体制の整備に関すること。
災害応急対策	(3) 林野火災対策の実施に関すること。 (4) 災害対策用材の供給に関すること。
災害復旧	(5) 復旧対策用材の供給に関すること。

10 九州経済産業局

災害予防	(1) 地盤沈下の防止に関すること。 (2) 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること。
災害応急対策	(3) 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること。 (4) 被災事業者の業務の正常な運営確保に関すること。 (5) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること。
災害復旧	(6) 生活必需品・復旧資機材等の供給の円滑な確保に関すること。 (7) 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること。

11 九州産業保安監督部

災害予防	(1) 電気施設、ガス、火薬類等危険物等の保安の推進に関すること。 (2) 各取扱事業者に対する予防体制確立の指導等に関すること。 (3) 鉱山の保安に関する監督指導に関すること。
災害応急対策	(4) 電気施設、ガス及び火薬類等危険物の保安確保に関すること。 (5) 鉱山における応急対策の監督指導に関すること。

12 九州運輸局(宮崎運輸支局)

災害予防	(1) 交通施設及び設備の整備に関すること。 (2) 宿泊施設等の防災設備に関すること。
災害応急対策	(3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること。 (4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること。 (5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること。 (6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること。 (7) 緊急輸送命令に関すること。

13 大阪航空局(宮崎空港事務所)

災害予防	(1) 指定地域上空の飛行規制等の周知徹底に関すること。 (2) 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること。
災害応急対策	(3) 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること。 (4) 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること。

14 九州地方測量部

災害予防	(1) 地殻変動の監視に関すること。 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。
------	---

15 宮崎海上保安部

災害予防	(1) 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること。 (2) 排出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること。
災害応急対策	(3) 避難の援助及び指示並びに警報等の伝達に関すること。 (4) 海難の救助及び危険物等の海上排出対策に関すること。 (5) 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること。 (6) 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること。 (7) 海上における不法事案等の予防及び取り締まりに関すること。

16 宮崎地方気象台

災害予防	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
------	---

17 九州総合通信局

災害予防	(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。
災害応急対策	(3) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (4) 非常通信の統制、管理に関すること。 (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。 (6) 災害時における移動通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること。

18 宮崎労働局

災害予防	(1) 事業場における労働災害防止のための監督指導に関すること。 (2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関すること。
災害補償対策	(3) 労働者の業務上の災害補償保険に関すること。
災害応急対策	(4) 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊、地山の崩壊等の二次的災害の防止に関すること。 (5) 復旧工事における労働災害の防止に関すること。

19 九州地方整備局(宮崎河川国道事務所を含む)

国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置を講ずる。

災害予防	(1) 気象観測通報についての協力に関すること。 (2) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること。 (3) 災害危険区域の選定又は指導に関すること。 (4) 防災資機材の備蓄、整備に関すること。 (5) 雨量、水蒸気、水位等の観測体制の整備に関すること。 (6) 道路、橋りょう等の耐震性の向上に関すること。 (7) 水防警報等の発表及び伝達に関すること。
災害応急対策	(8) 洪水予報の発表及び伝達に関すること。 (9) 水防活動の指導に関すること。 (10) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 (11) 災害広報に関すること。 (12) 緊急物資及び人員輸送活動に関すること。
災害復旧	(13) 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること。
その他	(14) 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること。

20 九州地方環境事務所

災害予防	(1) 公園事業施設における安全確保及び情報提供の推進に関すること。
災害応急対策	(2) 災害時における公園事業施設に関する情報の収集に関すること。 (3) 災害時における公園利用者の安全に関する情報の収集に関すること。
災害復旧	(4) 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。 (5) 災害時における災害廃棄物の処理支援に関すること。

21 自衛隊(陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊)

災害予防	(1) 災害派遣計画の作成に関すること。 (2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。
災害応急対策	(3) 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること。

[指定公共機関]

22 日本郵便株式会社(宮崎中央郵便局及び県内郵便局)

災害応急対策	(1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 (2) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 (3) 災害時における郵便局窓口業務の確保に関すること。
--------	---

23 九州旅客鉄道株式会社(JR九州)

災害予防	(1) 鉄道施設の防火管理に関すること。 (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。 (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
災害応急対策	(4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。 (5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
災害復旧	(6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

24 西日本電信電話株式会社(宮崎支店)、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ(宮崎支店)、KDDI株式会社

災害予防	(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。 (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
災害応急対策	(3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。 (4) 災害時における重要通信に関すること。 (5) 災害関係電報、電話料金の減免に関すること。

25 日本銀行(宮崎事務所)

災害予防 災害応急対策	(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導及び銀行券の円滑な供給に関すること。
----------------	--

26 日本赤十字社(宮崎県支部)

災害予防	(1) 災害医療体制の整備に関すること。 (2) 災害医療用薬品等の備蓄に関すること。
災害応急対策	(3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。 (4) 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関すること。

27 日本放送協会(宮崎放送局)

災害予防	(1) 防災知識の普及に関すること。 (2) 災害時における放送の確保対策に関すること。
災害応急対策	(3) 気象予警報等の放送周知に関すること。 (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること。 (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。 (6) 災害時における広報に関すること。
災害復旧	(7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

28 西日本高速道路株式会社(九州支社宮崎高速道路事務所)

災害予防	(1) 管理道路の整備と防災管理に関すること。
災害応急対策	(2) 管理道路の疎通の確保に関すること。
災害復旧	(3) 被災道路の復旧事業の推進に関すること。

29 日本通運株式会社(宮崎支店)

災害予防	(1) 緊急輸送体制の整備に関すること。
災害応急対策	(2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること。
災害復旧	(3) 復旧資機材等の輸送協力に関すること。

30 九州電力送配電株式会社(宮崎支社)

災害予防	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。
災害応急対策	(2) 災害時における電力の供給確保に関すること。
災害復旧	(3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

[指定地方公共機関]

31 宮崎交通株式会社

災害予防 災害応急対策	(1) 災害時における被災者のバスによる輸送に関すること。 (2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送に関すること。 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送に関すること。
----------------	---

32 宮崎日日新聞社

災害予防	(1) 防災知識の普及に関すること。 (2) 災害時における報道の確保対策に関すること。
災害応急対策	(3) 気象予警報等の報道周知に関すること。 (4) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。 (5) 災害時における広報に関すること。
災害復旧	(6) 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること。

33 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、宮崎県トラック協会

災害予防	(1) 緊急輸送体制の整備に関すること。
災害応急対策	(2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること。
災害復旧	(3) 復旧資機材等の輸送協力に関すること。

34 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎

災害予防	(1) 防災知識の普及に関すること。 (2) 災害時における放送の確保対策に関すること。
災害応急対策	(3) 気象予警報等の放送周知に関すること。 (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。 (6) 災害時における広報に関すること。
災害復旧	(7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

35 宮崎県医師会・西諸医師会

災害予防	(1) 災害時における医療救護・助産の活動に関すること。
災害応急対策	(2) 負傷者に対する医療活動に関すること。

36 宮崎県歯科医師会

災害予防	(1) 災害時における歯科医療の実施に関すること。
災害応急対策	(2) 身元不明遺体の個体識別の実施に関すること。

37 宮崎県薬剤師会

災害予防	(1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関すること。
災害応急対策	

38 宮崎県看護協会

災害予防	(1) 災害時における避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施に関すること。
災害応急対策	

39 宮崎県LPガス協会

災害予防	(1) ガス供給施設の整備と防災管理に関すること。
災害応急対策	(2) 災害時におけるガス供給の確保に関すること。

40 宮崎県管工事協同組合連合会

災害予防	(1) 災害時における水道管復旧工事の施工に関すること。
災害応急対策	

41 宮崎県警備業協会

災害予防	(1) 災害時における道路交通整理の補助に関すること。
災害応急対策	

42 一般社団法人宮崎県建設業協会

災害応急対策	(1) 災害時における応急対策に関すること。
--------	------------------------

43 宮崎ケーブルテレビ株式会社、ビーティーヴィーケーブルテレビ株式会社、株式会社ケーブルメディアワイワイ

災害予防	(1) 防災知識の普及に関すること。 (2) 災害時における放送の確保対策に関すること。
災害応急対策	(3) 気象予警報等の放送周知に関すること。 (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること。 (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。 (6) 災害時における広報に関すること。
災害復旧	(7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

〔公共的団体及び防災上重要な施設の管理者〕

44 土地改良区

災害予防 災害応急対策	(1) 土地改良施設の整備に関すること。 (2) 農地湛水の防排除活動に関すること。 (3) 農地及び農業施設の被害調査及び復旧に関すること。
----------------	---

45 農業協同組合

災害予防 災害応急対策	(1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 農作物災害応急対策の指導に関すること。 (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。 (4) 被災農家に対する融資斡旋に関すること。
----------------	--

46 森林組合

災害予防 災害応急対策	(1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資の斡旋に関すること。
----------------	--

47 商工会議所、商工会等商工業関係団体

災害予防 災害応急対策	(1) 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 救助用物資、復旧資機材の確保についての協力に関すること。
----------------	--

48 金融機関

災害予防 災害応急対策	(1) 被災事業者等に対する資金融資に関すること。
----------------	---------------------------

49 病院等医療施設の管理者

災害予防 災害応急対策	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。 (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
----------------	---

50 社会福祉施設の管理者

災害予防 災害応急対策	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
----------------	---

51 学校法人

災害予防 災害応急対策	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関すること。
----------------	---

52 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

災害予防 災害応急対策	(1) 安全管理の徹底に関すること。 (2) 防護施設の整備に関すること。
----------------	--

53 小林地区建設業協会

災害予防 災害応急対策	(1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 復旧資機材の調達及び確保についての協力に関すること。
----------------	---

第2節 市民の責務

市民は、災害対策基本法（第7条第2項）に定められている「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない」という規定に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点にたち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加など防災対策に必要な活動に努め、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与する。

自治会（自主防災組織等）は、平常時から防災知識の普及、防災資機材の備蓄、防災訓練の実施などに努め、災害時の避難行動、救出救護活動などに対する計画を定め、災害時には地域の被害拡大の防止、各種情報伝達、避難生活の維持、要配慮者への支援に努めるとともに、市の行う防災対策活動及び災害応急、復旧・復興活動に協力する。

事業所は、災害時における火災・危険物・毒劇物の漏洩防止に努めるなど、自ら災害に備えるための対策を講ずるとともに、自発的に地域の防災対策活動（県、市、その他の行政機関が実施する防災業務）への参加・協力を努める。また、被災後は従業員や顧客の安全を守りながら、速やかに事業継続に努め、地域の再建の一翼を担うなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するための最大限の努力を払う。

第3章 市の概況

第1節 市の概況

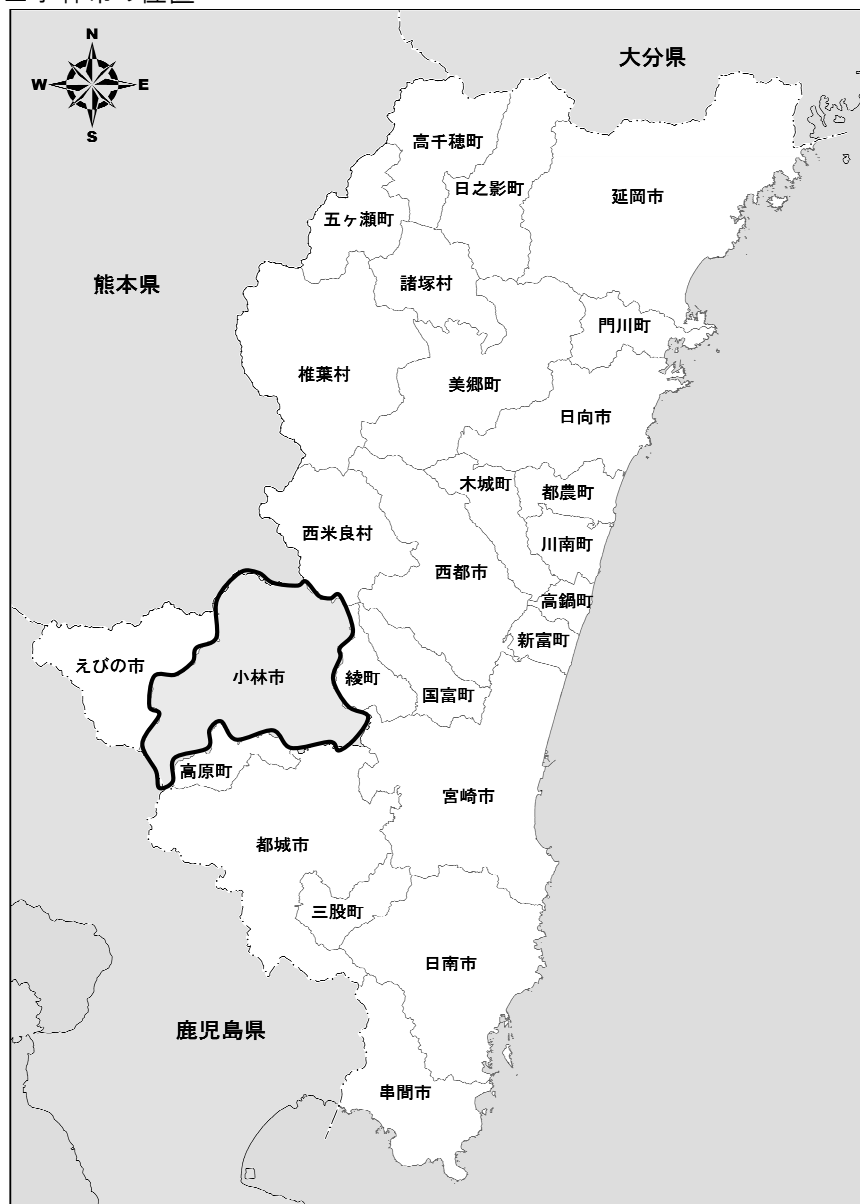
1 位置と面積

本市は南九州の中央部及び宮崎県の南西部に位置し、北部は西米良村、熊本県多良木町、熊本県あさぎり町、東部は綾町、宮崎市、南部は高原町、都城市、鹿児島県霧島市、西部はえびの市と接している。

本市中心部から南九州の各都市との距離は、都城市へ約 40 k m、宮崎市へ約 55 k m、人吉市へ約 45 k mである。

本市の面積は 562.95 k m²であり、県全体面積 7,735.31 k m²の約 7.3%を占めている。

■小林市の位置



2 地形概要

本市の南西部には霧島連山が、北部には九州山地の山岳が連なり、緑豊かな森林や高原が開け、清らかな溪流美を誇る河川とその流域には優良農地が広がり、ジオサイト（地質遺産）や温泉、湖沼等の個性的な地域資源も多数有している。豊かな自然環境は重要な自然遺産として評価され、「霧島ジオパーク（宮崎県、鹿児島県の5市2町）」、「綾ユネスコエコパーク（宮崎県の2市2町1村）」に認定されている。

また、須木区域は、標高1,000m内外の山を含む重畳とした山地で占められ、地形は複雑で急峻、谷はV字谷の壮年期山地となっており、野尻町区域は、中央部及び以西は標高170m内外で比較的平坦であるが、東部は小丘陵が点在し、北辺は東西全域にわたって標高250～600mの九州山脈傍系の山が連なっている。

水系については、市域の大部分が大淀川水系に属する。甕岳を水源とする石氷川が巢ノ浦川、種子田川、真方川の各支川と合流し、ジョウゴ岳を水源とする浜之瀬川と市域内で合流しつつ岩瀬川となり、谷之木川とさらに合流する。また、平川湧水を水源とする熊迫川が辻の堂川となり、途中で洗出川と合流し、さらに岩瀬川及び岩瀬ダムによる人造湖「野尻湖」を経て大淀川に合流し、宮崎市を経て太平洋へ注いでいる。

また、須木区域の田代八重ダム・綾北ダムから流れ出る綾北川、綾南ダムから流れ出る本庄川についても、綾町・国富町を経て宮崎市内で大淀川に合流する。

一方、市街地西部の大出水湧水を水源とする池島川については、唯一川内川水系に属し、えびの市・伊佐市・薩摩川内市を経て東シナ海へ注いでいる。

■小林市の水系概要



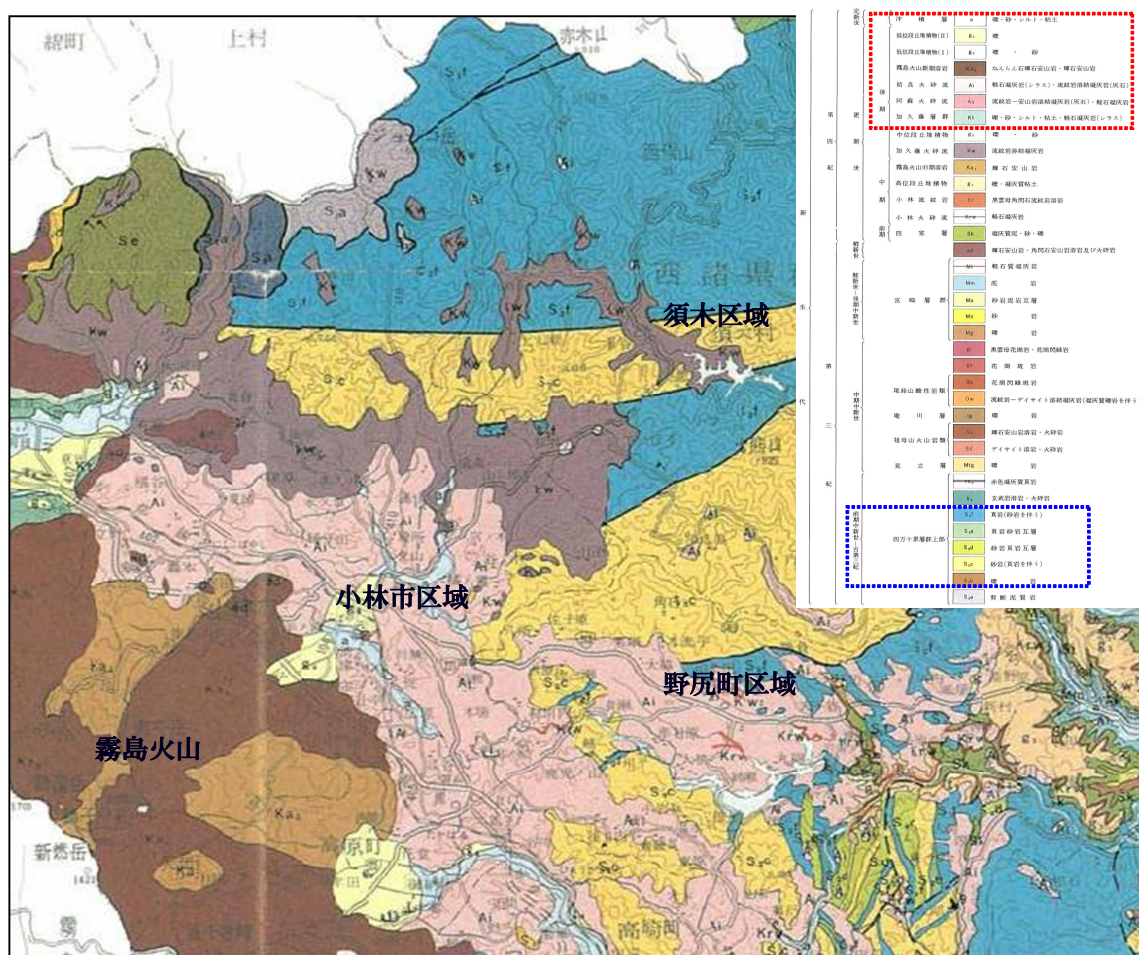
3 地質

地質は、白亜系～古第三系を主体とする四万十帯地層であり、砂岩と頁岩層の交互層（タービダイト乱泥流堆積物含む）を基本として、泥岩優勢の古第三系日向層群が低角の衝上断層により積み重なっている。その上位を第四系である黒雲母角閃石流紋岩溶岩からなる小林火砕流と流紋岩質凝灰岩からなる加久藤火砕流が分布している。

なお、加久藤火砕流の下位には大河平火砕堆積物が見られる。

表層地質については、市域中心部が礫である低位の段丘堆積物であり、その周りをシラス・灰石である始良火砕流が覆っている。また、須木区域の九州山脈山系は、砂岩である宮崎層群が、南部の霧島火山系ではカンラン石輝石安山岩・輝石安山岩である霧島火山の新时期溶岩類が分布している。

■小林市域の地質概要



出典：九州地方の土木地質図

4 気象

気候は、夏は暑く、冬は冷え込む内陸型の温暖多雨地域に属しており、年平均気温は16.3度、年間降水量は近年2,500mmを超えている。また、昼夜の気温差や夏と冬の寒暖差が大きく、霧の発生が多い地域である。

降水は5月から9月までの5か月間に約70%が降っており、特に6～7月の梅雨時に集中している。これらに次いで8～9月が多いがこれは台風や雷雨等によるものである。梅雨の最盛期は6月下旬から7月上旬にかけてであり、この頃はしばしば集中豪雨に見舞われる。しかし、北太平洋高気圧の張り出しが早い年には一足飛びに高温干天の真夏となり、平地部では深刻な水不足を起こすことがある。また、台風は6月頃から襲来するが、最も襲来回数が多いのは8～9月である。

■小林市の気象(1) (小林アメダスデータ:2000年～2020年の年・月ごとの平均値)

月	降水量 (mm)	気温(℃)			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
		平均	最高	最低		
1月	77.1	5.8	10.5	1.7	3.3	162.2
2月	132.7	7.4	12.7	2.8	3.1	156.1
3月	165.2	10.3	16.0	5.2	3.1	194.2
4月	182.3	15.0	20.9	9.8	3.0	187.9
5月	226.5	19.3	24.9	14.6	2.8	178.9
6月	606.7	22.1	26.5	18.6	2.4	110.0
7月	473.8	26.0	31.0	22.5	2.5	175.3
8月	256.6	26.4	31.7	22.9	2.6	186.5
9月	306.1	23.6	28.7	19.9	2.4	155.0
10月	136.9	18.8	24.0	14.4	2.4	175.7
11月	110.7	13.2	18.2	8.7	2.5	155.9
12月	99.8	7.7	12.5	3.5	3.1	157.7
年	2,774.1	16.3	21.4	12.0	2.8	1,999.8

出典：気象庁ホームページ

■小林市の気象(2) (アメダス小林の降水量、気温、風向、風速、日照時間)

年	降水量（mm）		気温（℃）					風向・風速（m/s）			日照時間（h）
	合計	日最大	平均			最高	最低	平均風速	最大風速		
			日平均	日最高	日最低				風速	風向	
1987	2702	197	15.9	20.7	11.5	33.9	-4.8	1.8	9.0	西北西	1952.3
1988	2066	161	15.5	20.5	11.1	35.0	-4.1	1.9	8.0	西北西	2060.8
1989	2649	247	15.9	20.9	11.5	34.0	-4.7	1.8	9.0	東南東	1986.8
1990	2666	134	16.5	21.5	12.0	35.9	-6.4	1.8	9.0	西北西	2111.3
1991	2686	124	16.4	21.0	12.4	35.4	-6.7	1.7	11.0	///	1715.4
1992	2242	127	16.0	21.0	11.5	35.3	-3.2	1.8	12.0	南南東	1790.4
1993	5106	337	15.6	20.5	11.3	33.4	-3.2	1.8	14.0	西北西	1724.9
1994	1589	125	16.7	21.9	12.0	37.6	-3.8	1.8	9.0	西北西	2095.4
1995	2047	146	15.6	20.8	10.9	35.7	-6.1	1.8	10.0	南南東	2097.6
1996	2274	177	15.7	20.8	11.1	34.5	-6.0	1.9	13.0	南東	1931.0
1997	2552	229	16.2	21.2	11.7	34.0	-4.2	2.0	10.0	西	1953.3
1998	2650	170	17.4	22.2	13.3	35.7	-5.0	1.9	8.0	西北西	1761.5
1999	3210	173	16.2	20.9	12.0	33.3	-5.1	2.0	12.0	南南東	1678.9
2000※	[358]	[76]	[14.1]	[18.6]	[10.6]	[28.8]	[-1.0]	[2.6]	[12.0]	北西	[424.5]
2001	2261	150	16.1	20.8	12.1	35.7	-3.9	3.0	12.0	北西	1951.6
2002	2438	163	16.2	20.8	12.2	34.8	-2.3	3.2	18.0	東	1917.0
2003	2769	153	16.3	21.2	12.0	35.2	-4.0	3.1	14.0	東北東	1929.7
2004	2798	222	16.6	21.9	12.2	35.5	-3.9	3.0	21.0	南南西	2129.8
2005	2032	244	15.8	20.8	11.6	34.9	-4.0	3.1	22.0	東	1907.3
2006	3242	365	16.5	21.6	12.3	36.3	-3.5	2.9	16.0	南東	1742.5
2007	2276	165	16.6	21.7	12.3	36.6	-4.2	2.9	14.0	西	2120.1
2008	2654.5	158.0	15.8	20.8	11.7	35.2	-4.3	2.7	13.0	北西	2036.1
2009	1822.0	147.0	16.4	21.8	12.1	34.5	-2.5	2.7	11.8	北北西	2068.8
2010	3398.0	183.5	16.3	21.2	12.2	34.8	-2.4	2.7	11.2	北西	1855.9
2011	3261.5	256.0	15.8	20.7	11.8	34.8	-4.5	2.8	12.2	北北西	1922.1
2012	3649.5	222.5	15.6	20.5	11.6	34.1	-6.9	2.8	13.2	東南東	1859.5
2013	2211.5	94.5	16.4	21.6	11.9	36.6	-2.4	2.8	10.4	西北西	2244.8
2014	3361.5	193.0	15.9	20.9	11.7	35.1	-4.2	2.6	14.0	東	1875.3
2015	3180.0	172.0	16.3	21.2	12.3	36.2	-2.4	2.5	18.6	南東	1831.6
2016	3017.0	144.0	17.0	22.1	13.0	36.5	-8.7	2.4	12.1	北北西	1912.3
2017	2406.5	122.0	16.1	21.2	11.8	35.4	-4.4	2.6	14.2	東南東	2129.6
2018	2984.5	219.0	16.4	21.6	12.2	36.2	-5.8	2.5	17.0	東北東	2069.3
2019	2547.5	187.0	16.9	21.9	12.6	35.4	-1.5	2.5	11.4	西	1953.2
2020	3172.5	198.5	16.8	22.0	12.4	38.3	-2.1	2.5	19.4	東	2096.1
2021	2857.5	263.0	16.7	21.9	12.3	35.4	-3.8	2.5	12.9	東	1646.5
2022	2836.5	262.5	16.7	22.0	12.6	35.4	-3	2.4	22.8	東	1995.7
2023	2915.0	337.0	16.8	22.3	12.4	35.9	-5.5	2.4	16.1	東南東	2004.9

※2000年については資料不足(統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている)

出典：気象庁ホームページ

■小林市の気象(3)（アメダス小林での降水量・風向・風速の最大記録値1位～3位）

気象要素名／順位	1 位	2 位	3 位
日降水量 (mm) (発生年月日)	365 (2006/7/22)	337.0 (2023/8/9)	263.0 (2021/7/10)
日最大10分間降水量 (mm) (発生年月日)	21.5 (2022/9/1)	20.5 (2023/8/9)	20.5 (2020/9/2)
日最大1時間降水量 (mm) (発生年月日)	93.5 (2023/8/9)	80.5 (2022/7/15)	78.5 (2021/7/10)
月降水量の多い方から (mm) (発生年月日)	1245.5 (2011/6)	1164.5 (2012/6)	1009.0 (2006/7)
年降水量の多い方から (mm) (発生年)	3649.5 (2012 年)	3398.0 (2010 年)	3361.5 (2014 年)
日最高気温の高い方から (℃) (発生年月日)	38.3 (2020/8/18)	37.7 (2024/8/1)	37.7 (2020/8/17)
日最低気温の低い方から (℃) (発生年月日)	-8.7 (2016/1/25)	-6.9 (2012/2/3)	-5.8 (2018/1/27)
日最大風速・風向 (m/s) (発生年月日)	東 22.8 (2022/9/18)	東 22 (2005/9/6)	南南西 21 (2004/9/7)
日最大瞬間風速・風向 (m/s) (発生年月日)	東 41.1 (2022/9/18)	東 34.4 (2020/9/6)	北北西 33.4 (2018/9/30)

出典：気象庁ホームページ

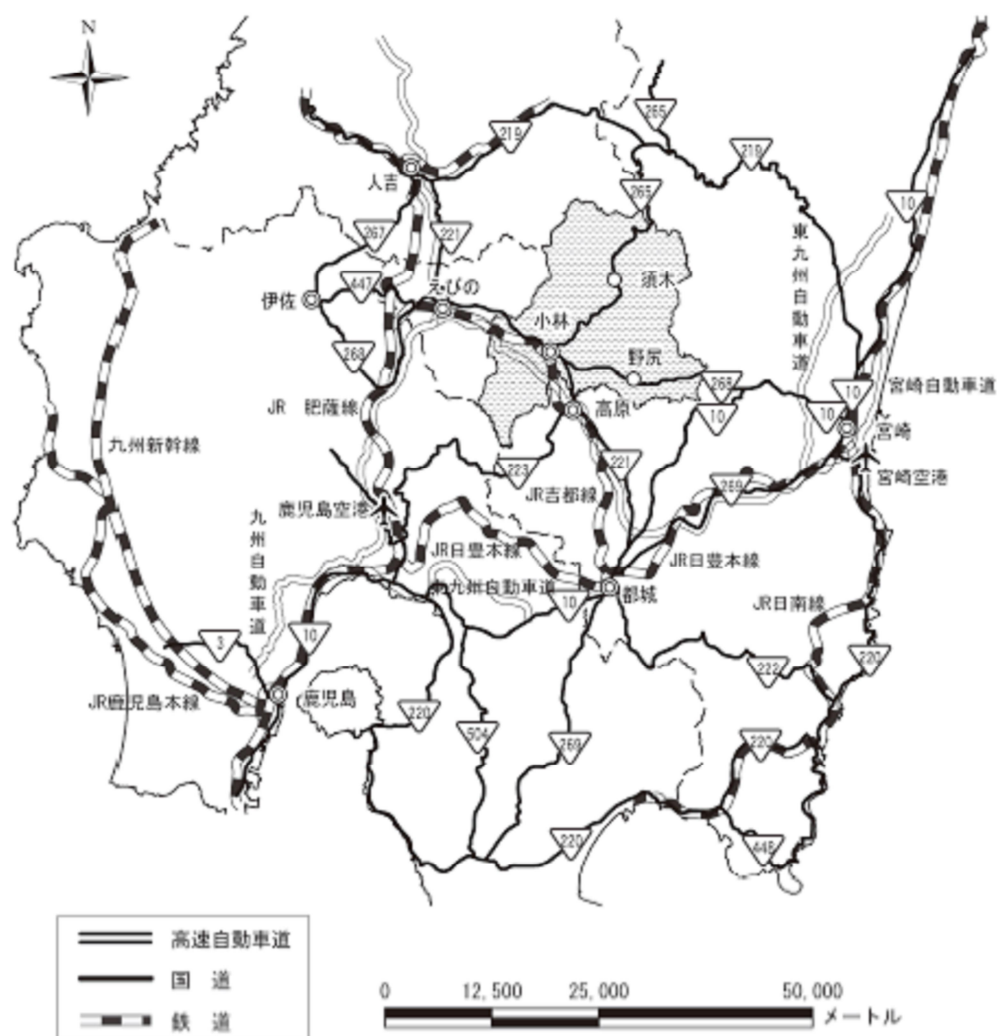
5 道路・交通

国道 221 号、265 号、268 号及び宮崎自動車道等の広域交通網が本市を中心に放射状に整備されており、広域的に宮崎市、鹿児島市、熊本市等の地方中核都市や九州自動車道、東九州自動車道、宮崎空港、鹿児島空港等と連絡している。

広域交通については、九州縦貫自動車道のえびのジャンクションから分岐し宮崎市へと通じる宮崎自動車道が、市域南西部の霧島火山の山麓部を北西から南東方向に走っており、このアクセスとして市中心部から南西約 4 km のところに小林インターチェンジが設置されている。

また、鉄道は、日豊本線に接続する都城駅と、肥薩線に接続する吉松駅を結ぶ 61.6 km の JR 吉都線が市内を通っており、主に通学的手段として利用されている。

■小林市内の道路・交通



出典：第 2 次小林市総合計画（平成 29 年 3 月）

第2節 既往災害の状況

1 台風

本市は、宮崎県の南西部に位置し、その地理的条件から台風の襲来が頻繁にあり、多くの被害が発生している。

※資料編F-1[既往災害の状況]参照

(1)台風の経路

宮崎県に災害をもたらす台風は次の4つの経路のものがあり、そのうち最も被害を大きくするものは、九州の南部もしくは西部に上陸し、九州を縦断するものである。

- ア 九州南部に上陸し九州を縦断
- イ 九州西部に上陸し九州を横断
- ウ 日向灘を北上
- エ 九州西方海上を北上

(2)台風の強さ

■台風による日最大風速の状況(m/s)

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	
小 林	風速	22.8	22.0	21.0	20.0	19.4	2000.9
	風向	東	東	南南西	東南東	東	～
	年月日	2022.9.18	2005.9.6	2004.9.7	2004.8.30	2020.9.6	2024.9

出典：気象庁ホームページ（小林観測所）

■台風による日最大瞬間風速の状況(m/s)

		1 位	2 位	3 位	
小 林	風速	41.1	34.4	33.4	2009.1～2024.9
	風向	東	東	北北西	
	年月日	2022.9.18	2020.9.6	2018.9.30	

出典：気象庁ホームページ（小林観測所）

■台風による日最大降水量の状況(mm)

		1 位	2 位	
小 林	日最大 降水量	365	337.0	2000.9～2024.9
		2006.7.22	2023.8.9	

出典：気象庁ホームページ（小林観測所）

2 集中豪雨等

本市では、梅雨前線や低気圧の発生に伴う集中豪雨による水害被害が多く発生している。

※資料編F-1[既往災害の状況]参照

3 地震

宮崎県付近で発生した地震は、次の3つに大別される。

ア 陸のプレートとフィリピン海プレートの境界で発生する地震（外所（とんどころ）地震
[1662 年] 等）

イ フィリピン海プレート内で発生する地震（宮崎県西部で発生した地震 [1909 年]）

ウ 陸のプレート内で発生する地震（えびの地震 [1968 年] 等）

※資料編F-2[宮崎県の被害地震]参照

第3節 災害危険箇所

第1 災害危険箇所の範囲

災害危険箇所は、災害により市民の生命、身体及び財産に被害を及ぼすと考えられる河川、危険ため池、がけ地及び土石流のおそれがある地域等で、次に示すような防災関係機関による調査等で危険箇所として位置づけのある場所である。

■災害危険箇所の範囲

水 害 危険箇所	①水防法（昭和 24 年法律第 193 号）により、「浸水想定区域」に指定されている場所 ②大淀川に係る「重要水防区域」、県管理河川に係る「重要水防箇所」に指定されている場所 ③農業用水源としてのため池で、崩壊した場合に住家や公共施設等に被害を与えるおそれのある場所
土砂災害警 戒区域等	①土砂災害危険区域図に位置づけのある場所 ②土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）により、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に指定されている場所 ③急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）により、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されている場所 ④地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）により、「地すべり防止区域」に指定されている場所 ⑤砂防法（明治 30 年法律第 29 号）により、「砂防指定地」に指定されている場所

第2 水害危険箇所

1 浸水想定区域

水防法第 10 条第 2 項の規定による国が指定する洪水予報河川、及び同法第 13 条第 2 項の規定により県が指定する水位周知河川について、同法第 14 条第 1 項の規定に基づいて作成された浸水想定区域の範囲とする。

本市では、小林区域の岩瀬川、須木区域の本庄川（いずれも大淀川水系）の沿線に浸水想定区域が分布している。

※小林市防災マップ(ハザードマップ)参照

2 河川の重要水防箇所

本市では、県が所管する 3 河川（いずれも大淀川水系の岩瀬川、石氷川、本庄川）において、重要水防箇所が指定されている。

※資料編E-1[水防区域]参照

第3 土砂災害警戒区域等

1 土砂災害警戒区域等

県が指定する「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」は、次のとおりである。

■土砂災害警戒区域等

R6.4.1 現在

区 分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
土石流	156	124
急傾斜地	509	483
地すべり	2	0
計	667	607

出典：令和6年度 宮崎県水防計画

※資料編E-6[土砂災害警戒・特別警戒区域(指定)]参照

※小林市総合防災マップ(ハザードマップ)参照

第4章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

第1節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策活動を推進するため、地域の災害要因の研究、他の地域の災害及び災害対策の研究、被害想定と防災体制等について継続的な調査研究を実施する。

第2節 社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正

近年、都市化、高齢化、国際化、情報化など著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られる。市及び防災関係機関は、これらの変化に十分配慮した防災対策活動を推進することが求められ、特に次のような変化について十分な対応を図る。

ア 都市化の急速な進展に伴って、都市部への人口の密集、危険地域への居住地の拡大等が見られる。

これらの対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成を図り、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開などの安全確保対策等を講ずる必要がある。

イ 高齢者（とりわけ高齢者のみの世帯、一人暮らしの高齢者）、障がい者、外国人等、いわゆる要配慮者の増加傾向が見られる。

これらの対応として、防災知識の普及、災害に関する情報の提供、避難誘導、救助・救護対策等、要配慮者に配慮したきめ細かな防災上の施策を、福祉施策等との連携を図りながら推進する必要がある。

また、社会福祉施設における災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

ウ 社会構造の変化はまた、ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通・輸送ネットワークへの依存度を増大させ、災害時にこれらが被害を受ければ日常生活や産業活動に重大・深刻な影響をもたらすこととなる。

これらの対応として、施設の耐災性の向上を図るとともに、補完的機能を充実させる必要がある。

エ 住民意識の変化と生活環境の変革は近隣扶助意識の低下を招いている。

これらの対応として、自主防災組織の育成、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者等の参画を含めた多くの市民参加による定期的な防災訓練の実施など、コミュニティの強化を図る必要がある。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及

び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

オ 近年の交通・輸送体系の高度化、多様な危険物等の利用の増大、トンネル・道路構造の大規模化などに伴い、これまで考えられなかった災害の発生も懸念される。

カ 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

これらの社会構造等の変化に伴う災害の質的变化等に的確に対応し、的確な防災対策活動を推進するため、防災計画は機を失することなく必要な修正を行う。